

消費者被害防止のための成年年齢引下げに反対する会長声明

2017年10月19日

群馬弁護士会 会長 釘島 伸博

第1 声明の趣旨

- 1 若年者の消費者被害を防止するため、現時点での民法の成年年齢を18歳に引き下げることには反対する。
- 2 成年年齢の引き下げに先立ち、消費者教育の充実のほか、被害救済・防止のための法制度として、①消費者契約における年齢又は障害による判断力の不足等に乗じた勧誘によって不利益な契約をした場合の取消権の創設、②特定商取引に関する勧誘規制や取消権の創設、③割賦販売法や貸金業法における資力・収入要件の導入・強化などの施策を行うべきである。

第2 声明の理由

- 1 現在、民法の成年年齢を20歳から18歳まで引き下げることが議論されている。当該引き下げがなされることは、18歳、19歳の者が親権者の同意なく契約を単独で行うことができること、反面において、当該契約に関する未成年者取消権を失うことを意味する。
- 2 この点、平成28年10月27日付け独立行政法人国民生活センターの報道発表資料によると、実際には未成年時に契約したにもかかわらず20歳になってから契約したことにされた例や、20歳になる日をまってから契約勧誘がなされて被害にあった例が報告されている。また、18歳から19歳の平均相談数は、2015年度では5747件、2016年度（2016年9月30日まで）では2353件であるのに対し、20歳から22歳の平均相談数は、2015年が8935件、2016年度では3544件とそれぞれ約1.5倍以上に増加している。

かかる現状に鑑みれば、現行民法における未成年者取消権が、若年者の知識、経験、判断力の不足につけ込み、不当な契約を勧誘する悪質な事業者に対する抑止機能を有していることは明らかである。

にもかかわらず、民法の成年年齢を18歳に引き下げれば、悪質業者が、当該者をターゲットにすることは明白であり、消費者被害が増加する危険が高い。

そして、18歳、19歳といえ、その多くが高校生、大学や専門学校の1年生、2年生、あるいは高卒後就職した者であり、大学受験、大学や専門学校への進学、就職、上京、転居など、社会と接触する機会が一気に増え、期待と不安の入り交じった人生における大きな節目の時期にある。このような時期に、若年者が、消費者被害に遭えば、その後の進学や就職、ひいては人生全般にお

いて、重大な悪影響を及ぼしかねない。例えば、連鎖販売取引のように、自分が被害者になるだけでなく、他人を巻き込めば気づかないうちに加害者にもなる取引もあるほか、二次被害や多重債務問題などのように、最初の被害から、徐々に回復不可能な被害に拡大する例も珍しくない。さらに、金銭的なトラブルだけに留まらず、健康被害や精神的な被害に遭うおそれも高まることも予想され、被害が重大であればあるほど、回復が困難となる。

- 3 成年年齢を18歳とすることを結論付けた2009年10月28日法制審議会「民法の成年年齢の引き下げについての意見」においても、上記の懸念等から、「現時点で引下げを行うと、消費者被害の拡大など様々な問題が生じるおそれがあるため、引下げの法整備を行うには、若年者の自立を促すような施策や消費者被害の拡大のおそれ等の問題点の解決に資する施策が実現されることが必要である。」としていた。また、同意見に先立ち民法成年年齢部会が取りまとめた「民法の成年年齢の引き下げについての最終報告書」においては、「民法の成年年齢の引き下げの法整備を行う具体的時期は、関係府省庁が行う各施策の効果等の若年者を中心とする国民への浸透の程度を見極める必要がある。」としていた。

そして、平成25年10月に実施した内閣府による世論調査報告書によると、契約を一人ですることができる年齢を18歳にすることを賛否は、「賛成」が18.6%、反対が79.4%に及んでおり、上記最終報告書において引用された世論調査（平成20年7月実施）と殆ど変わらない。

また、改正の影響を最も受ける18歳、19歳の者に限っても、依然として成年年齢の引き下げに反対する者が64.8%にも及んでおり、高額な商品を購入することなどの不安を反対の理由に挙げるものも少なくないとされている。

これらの世論調査の結果に照らせば、一般国民の意識として、日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年5月18日法律第51号）の成立がなされてから5年以上経過しても、成年年齢を18歳に引き下げることについて反対する者がなお多く、若年者の自立や消費者被害のおそれに対する施策の効果が、国民に浸透したと評価することはできない。

当該意識傾向は、近時においても反対する者が多いと報道されているとおり、依然大きな変化はない。

- 4 以上のとおり、成年年齢の引き下げは、若年者の消費者被害の低年齢化・拡大を招くおそれがあること、国民意識においても、18歳、19歳の者を成人として扱うことに反対する国民が多く、若年者の自立や消費者被害の懸念を払拭する施策等の効果が何ら浸透されていないことから、現時点で成年年齢を18歳に引き下げることについては、時期尚早であり、反対である。
- 5 成年年齢を18歳に引き下げるに当たっては、消費者教育を通じ、18歳、19歳の者が悪質業者のターゲットにされないような成熟度を持ち、かつ消費

者被害を防止するための法制度の整備がまずもってなされるべきである。

例えば、消費者契約法を改正し、年齢又は障害による判断力、知識、経験等の不足など合理的な判断を行うことができない事情を利用して契約を締結させた場合には、当該消費者に取消権を創設するなど、若年者において不当な契約からの解放を認める制度が考えられる。

また、特定商取引に関する法律で規制される特定商取引については、消費者被害、トラブルを誘発しやすい取引類型である。そこで、一定の利便性を考慮せざるを得ない通信販売を除いた特定商取引については、若年者に対する勧誘を全面禁止するか（特に連鎖販売取引）、あるいは勧誘をする契約内容が、当該消費者の知識、経験、財産状況に照らして不適當でないことの確認を義務づけ、不適當な者に対する勧誘を禁止行為とするなどの予防策が考えられる。加えて、仮に当該禁止行為に違反して契約をした場合には、取消権の行使を認め、事後的な救済手段の拡充も必要であろう。

さらに、貸金やクレジットにより収入・資力を超える負債を抱えないよう、クレジット契約の審査における資力要件の確認の厳格化や、貸金については例外なく源泉徴収票等の資力・収入を明らかにする書面の徴求を義務づけ返済能力の審査を厳格に行わせることで、多重債務の危険から防止するような施策が重要である。

- 6 以上のとおり、当会は、民法の成年年齢引き下げに先立ち、若年者の消費者被害を防止するべく消費者教育の充実及び各種消費者保護制度の充実を求めるとともに、現時点で成年年齢を18歳に引き下げることに対する。

以上